



第1章 計画の基本的事項

- **計画の目的**
 - 本町から排出される温室効果ガスを捉え、その量を削減する目標を定め、町民・事業者・町のそれぞれが率先して地球温暖化対策の取組を推進する。
- **計画の位置づけ**
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画として、国・県の地球温暖化対策の計画と整合を図る。
 - 雫石町総合計画、雫石町環境基本計画を上位計画として、各分野の計画と連携を図る。
- **計画期間**
 - 2025年度から2030年度まで（6年間）とする。
- **計画の対象**
 - 対象地域は、本町全域とする。
 - 削減に取り組む温室効果ガスは、温対法が対象とする7物質のうち、主要なガスである二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）とする。

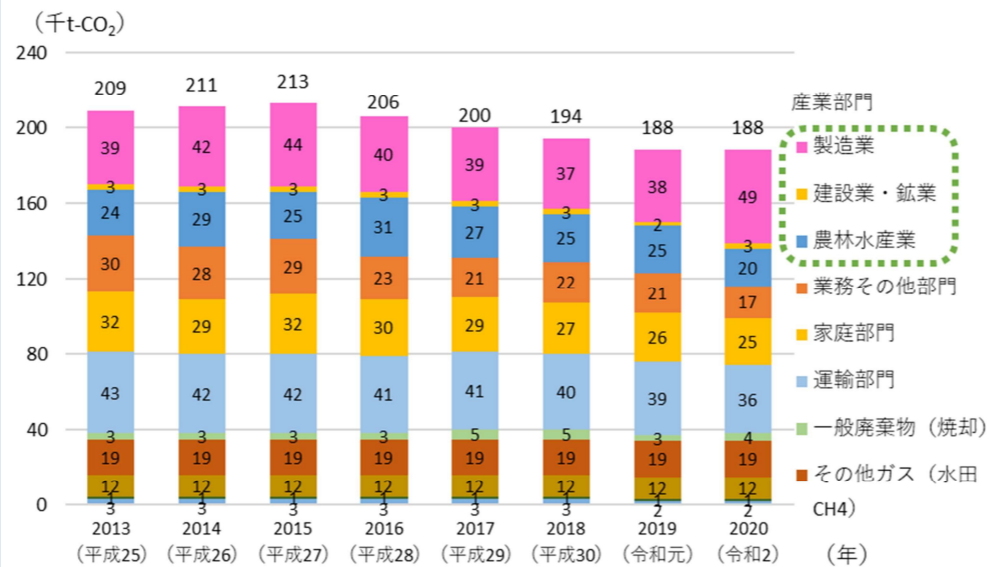
第2章 計画策定の背景

- **国際的動向**
 - 2015年 パリ協定を採択⇒「気温上昇を産業革命前から1.5℃～2℃未満に抑えること」「今世紀後半には、人為的な温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスをとること」
- **国の動向**
 - 2016年 「地球温暖化対策計画」を閣議決定
 - 2020年 「2050年カーボンニュートラル」を宣言
- **県の動向**
 - 2021年 「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定（2023年に一部改訂）

第3章 本町の地域特性・現況

- **地勢等**
 - 岩手県の中西部に位置し、総面積は608.82 km²
 - 奥羽山系に囲まれた盆地を形成する中山間地
 - 森林面積は総面積の約70%を占める
- **気候**（2002年から2022年までの20年間）
 - 月別の平均最高気温は27.7℃（8月）、平均最低気温は-7.5℃（1月）
 - 年間平均日照時間は約1,624時間
 - 年間平均風速は約1.9m/s
- **再生可能エネルギーの導入状況**
 - 合計25,409kWの設備が導入されている。（内訳：家庭用太陽光発電1,798kW、事業用太陽光発電23,358kW、風力発電3kW、バイオマス発電250kW）
- **再生可能エネルギー（電気）導入ポテンシャル**
 - 導入ポテンシャルは4,709.89MWと豊富。うち太陽光発電が33%、風力発電が24%、地熱発電が43%を占める。

第4章 本町の温室効果ガス排出量



- **排出量の現況推計**（その他ガスはCO₂換算値）
 - 2013年度（基準年度）209千t-CO₂
 - 2020年度（現況年度）188千t-CO₂
 - （基準年度比▲21千t-CO₂減少（▲10.0%））

- **排出量の将来推計（2030年度）**
 - BAU（Business As Usual）ケースによる将来シナリオ
 - 産業部門及び一般廃棄物由来のCO₂排出量は2020年度を維持。
 - 人口減少により、業務その他部門、家庭部門、運輸部門は減少。
 - 排出量削減の取組みをしなくても2030年度には25千t-CO₂の減少見込み（▲12.0%）。

- **森林によるCO₂吸収量の推計**
 - 2019年度 55千t-CO₂

第5章 町民・事業者の意向調査

- **結果の概要（町民）**
 - 省エネルギーへの関心や節電意識が高い。
 - 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入障壁は費用面。
 - 電気自動車（EV）導入への関心が高い。
 - 具体的な地球温暖化対策をわからない町民が一定数存在する。
 - 町の再生可能エネルギー設備等に係る補助制度の認知度が低い。
 - 町に適した主な再生可能エネルギーは「温泉熱」「地熱・地中熱」「太陽光」（農地・耕作放棄地等に設置）と考える人が多い。
- **結果の概要（事業者）**
 - 省エネルギーや再生可能エネルギー導入への関心や節電意識が高い。
 - 再生可能エネルギー設備の導入障壁は費用面や設備更新のタイミング。
 - 太陽光発電導入への関心が高い。
 - 町に適した主な再生可能エネルギーの種類・順位は町民と同様。

第6章 本町の現状・課題と解決の方向性

- **各種データから見える主な課題**
 - ボイラーや機械、車両の燃料で消費する石油製品の使用量を減らす必要がある。
 - メタンの排出量を減らす必要がある。
 - CO₂排出量の少ない燃料に移行する必要がある。
 - 化石燃料等の燃焼によらない熱や電気の利用を増やす必要がある。
 - 町外に流出している電気代や燃料代等を減らす必要がある。
- **意向調査から見える課題**
 - 地球温暖化対策に関する町民や事業者の関心や意識をより高める必要がある。
 - 町の地球温暖化対策に関する施策の認知度を高める必要がある。
 - 再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入に対する支援策を充実する必要がある。
 - 町に適した再生可能エネルギーの導入を支援、誘導する必要がある。

第7章 計画の目標

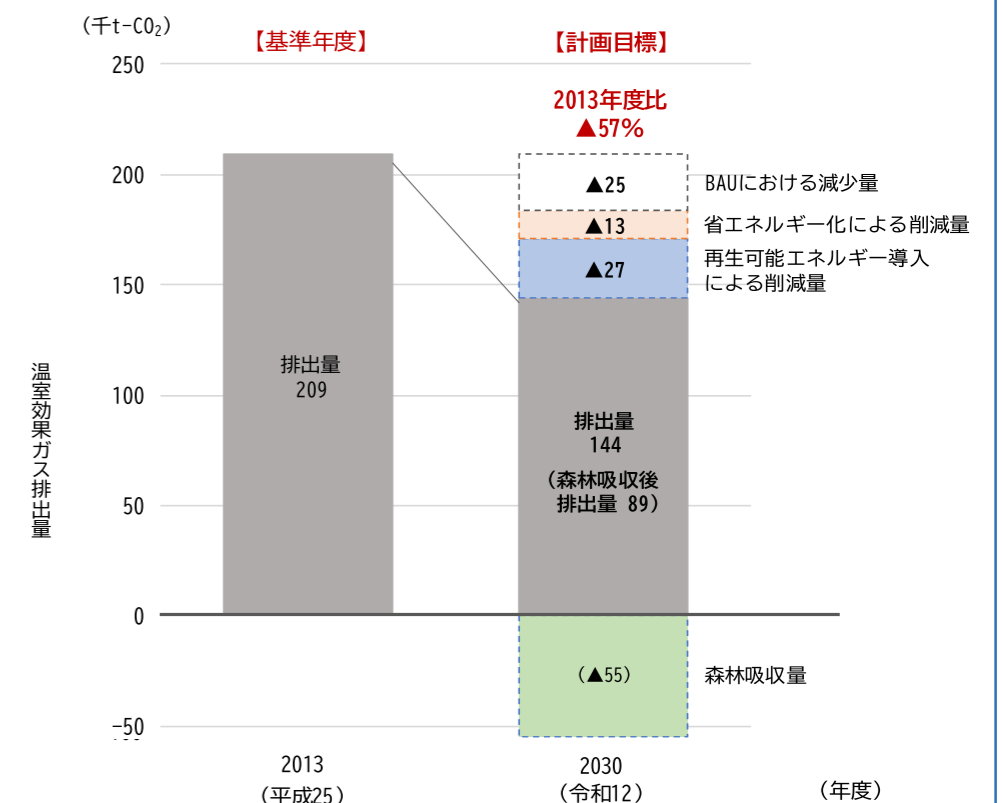
● **計画の将来像**
 「脱炭素化の推進で自然と共生し発展する持続可能なまち」

● 温室効果ガス排出量の削減目標（2030年度）

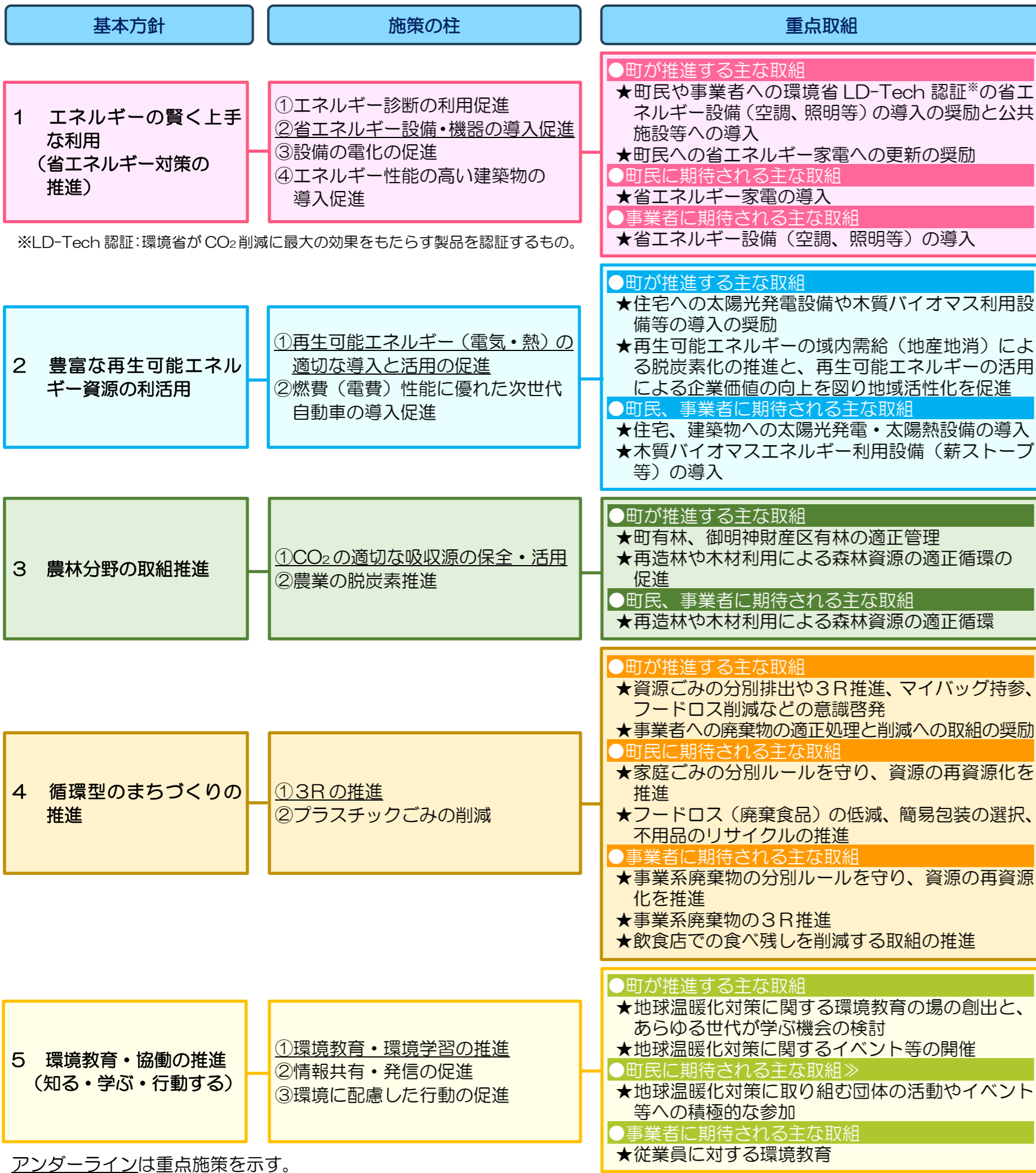
2013年度比 **57%削減**

- エネルギー利用の効率化により13千t-CO₂削減
- 再生可能エネルギー導入により27千t-CO₂削減（再生可能エネルギー新規導入量 32.8MW）

- 温室効果ガス排出量のBAUにおける減少、エネルギー利用の効率化（省エネルギー化）による削減、農業の取組による削減、再生可能エネルギー導入による削減により、2030年度の温室効果ガス排出量を144千t-CO₂まで削減し、森林によるCO₂吸収量55千t-CO₂を加味して、実質の排出量を89千t-CO₂とすることを目標とする。
- また、さらなる削減対策に取り組み、**2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ**とすることを長期目標とする。



第8章 目標達成に向けた施策・取組

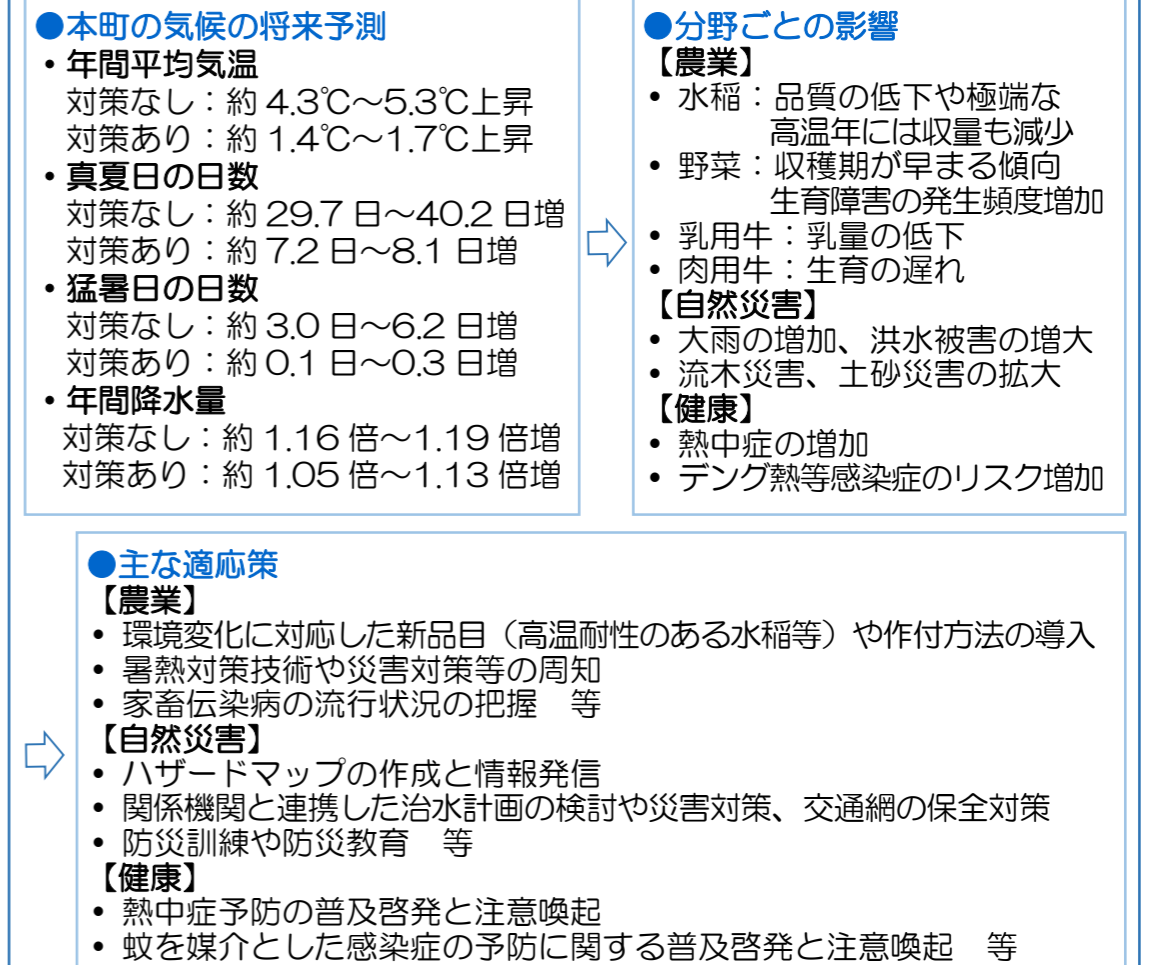


アンダーラインは重点施策を示す。

第9章 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

- 地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進
 - 再生可能エネルギーの導入に際しては、景観への影響、自然環境への影響、生活環境への影響、災害の誘発等、様々な懸念や問題が生じることのないよう、円滑な合意形成と環境への適正な配慮が必要。
 - 地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るための制度＝「地域脱炭素化促進事業」
 - 市町村は、実行計画(区域施策編)において、当該促進に関する事項を定めるよう努めるとされている。
 - 事業促進にあたっては、必要に応じて協議会を設置し地域の住民及び事業者等と連携しながら検討する。

第10章 気候変動への適応



第11章 推進体制と進捗管理

- 推進体制
 - 町民、事業者と町との連携、協働
 - 庁内の横断的な連携と合意形成
 - 国、県、他市町村との連携、協力
- 進捗管理
 - 庁内外の会議において、PDCAサイクルによる施策の進捗確認や再検討を行う。

